

変更届出書（別紙様式第一号（五））必要書類一覧

※「サービスの種類」に該当する付表と以下の必要書類を添付してください。

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	訪問介護	訪問入浴 (予防)	訪問看護 (予防)	訪問リハ (予防)	居宅療養 (予防)
事業所（施設）の名称	・運営規程等		○	○	○	○	○
事業所（施設）の所在地	・変更後の平面図 ・変更前の平面図 ・外観及び内部の様子が分かる写真（訪問系サービス）	・変更になる場合は事前相談が必要。	○	○	○	○	○
申請者の名称、主たる事務所の所在地及び法人等の種類	・登記事項証明書	・登記事項証明書は間に合わなければ後送可。	○	○	○	○	○
代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	・登記事項証明書は間に合わなければ後送可。 ・代表者の姓、住所、又は職名の変更のみの場合は、誓約書は不要。	○	○	○	○	○
登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	・登記事項証明書等	・登記事項証明書は間に合わなければ後送可。	○	○	○	○	○
事業所（施設）の建物の構造及び専用区画等	・変更後の平面図 ・変更前の平面図 ・設備・備品等一覧表	・変更になる場合は事前相談が必要。	○	○	○	○	○
備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	・設備・備品等一覧表		—	○	—	—	—
利用者の推定数	・勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	—	—	—	—
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設又は介護医療院は、事前に承認を受ける。）	・勤務形態一覧表 ・誓約書 ・免許証の写し（訪問看護）	・管理者が「常勤」であること。	○	○	○	○	○
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・経歴書 ・勤務形態一覧表 ・介護給付費請求書の写し（前3月分） ・資格証の写し		○	—	—	—	—
運営規程 【変更事項が以下の①の場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容	・変更後の運営規程 ・変更前の運営規程（新旧対照表等により明確に変更点が記載されていれば省略可） ・勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	・居宅サービスの従業者の員数のみの変更については、変更届の提出を省略できる場合あり。（詳細は、平成27年3月9日付け通知の「介護保険サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）に係る変更届の取扱いについて」参照。）	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①以外の場合】	・変更後の運営規程 ・変更前の運営規程		—	○	—	—	—
協力医療機関・協力歯科医療機関	・協力医療機関等との協定書等の写し		—	—	○	○	○
事業所の種別	・種別を変更したことが確認できる書類		—	—	—	—	○
提供する居宅療養管理指導の種類	・種類を変更したことが確認できる書類		—	—	—	—	○

このほか、必要と判断した書類があれば別途提出を求める可能性がある。

変更届出書（別紙様式第一号（五））必要書類一覧

※「サービスの種類」に該当する付表と以下の必要書類を添付してください。

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	通所介護	通所リハ (予防)	短期生活 (予防)	短期療養 (予防)	特定施設 (予防)	用具貸与 (予防)	用具販売 (予防)
事業所（施設）の名称	・運営規程等		○	○	○	○	○	○	○
事業所（施設）の所在地	・変更後の平面図 ・変更前の平面図 ・外観及び内部の様子が分かる写真（訪問系サービス）	・変更になる場合は事前相談が必要。	○	○	○	○	○	○	○
申請者の名称、主たる事務所の所在地及び法人等の種類	・登記事項証明書	・登記事項証明書は間に合わなければ送可。	○	○	○	○	○	○	○
代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	・登記事項証明書は間に合わなければ送可。 ・代表者の姓、住所又は職名の変更のみの場合は、誓約書は不要。	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	・登記事項証明書等		○	○	○	○	○	○	○
事業所（施設）の建物の構造及び専用区画等	・変更後の平面図 ・変更前の平面図 ・設備・備品等一覧表	・変更になる場合は事前相談が必要。	○	○	○	○	○	○	○
利用者の推定数	・勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		-	-	○	-	-	-	-
利用者・入所者等の推定（予定）数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		-	-	-	-	-	○	○
入所者等の定員、利用者（入院患者）の推定数	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・入所者等の定員の場合は、運営規程 ・特別養護老人ホーム（空床型）の入所定員が変更する場合 ・併設型（特別養護老人ホーム以外）の利用者の推定数が変更する場合	-	-	○	-	-	-	-
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設又は介護医療院は、事前に承認を受ける。）	・勤務形態一覧表 ・誓約書 ・免許証の写し（訪問看護）	管理者が「常勤」であること。	○	○	○	○	○	○	○
法第八条第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法（指定居宅サービス等基準第二百三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容）	・左記の変更内容がわかるもの		-	-	-	-	-	○	-
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間並びにサービス提供時間 ③利用定員／入居定員及び居室数	・変更後の運営規程 ・変更前の運営規程（新旧対照表等により明確に変更点が記載されていれば省略可） ・勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	居宅サービスの従業者の員数のみの変更については、変更届の提出を省略できる場合あり。（詳細は、平成27年3月9日付通知の「介護保険サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）に係る変更届の取扱いについて」参照。）	○	○	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程 ・変更前の運営規程								
協力医療機関・協力歯科医療機関	・協力医療機関等との協定書等の写し		-	-	○	○	○	-	-
事業所の種別	・種別を変更したことが確認できる書類		-	○	-	○	-	-	-
事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床型・併設型の別）	・指定に係る記載事項（該当サービスの付表） ・事業実施形態を変更したことが分かる書類		-	-	○	-	-	-	-
利用者、入所者又は入院患者の定員	・運営規程 ・変更後の施設平面図 ・変更前の施設平面図	（介護予防）特定施設については、利用者を減少させる場合に限る。	-	-	○	○	○	-	-
福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあつては、委託先の状況）	・委託契約書 ・標準作業書		-	-	-	-	-	○	○
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・資格証（顔写真入り）の写し ・介護支援専門員一覧 ・勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。	-	-	-	-	○	-	-

このほか、必要と判断した書類があれば別途提出を求める可能性がある。

変更届出書（別紙様式第一号（五））必要書類一覧

（参考）変更届（または開設許可事項の変更）への標準添付書類一覧

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護 医療院
施設の名称	・運営規程等	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○
施設の所在地	・運営規程等 ・変更後の平面図 ・変更前の平面図		○	○	○
申請者の名称、主たる事務所の所在地及び法人等の種類	・登記事項証明書	・登記事項証明書は間に合わなければ後送可。	○	○	○
代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	・登記事項証明書は間に合わなければ後送可。 ・代表者の姓、住所又は職名の変更のみの場合は、誓約書は不要。	○	○	○
登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	・登記事項証明書等		○	○	○
事業所（施設）の建物の構造及び専用区画等	・変更後の平面図 ・変更前の平面図 ・設備・備品等一覧表		○	—	—
施設の管理者の氏名、生年月日及び住所及び職歴	・勤務形態一覧表 ・誓約書	・介護老人保健施設、介護医療院の管理者を変更する場合は事前に承認を受けること。 ・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	○
運営規程 【変更事項が以下の①または②のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②入所定員／入院患者の定員	・変更後の運営規程 ・変更前の運営規程（新旧対照表により明確に変更点が記載されていれば省略可） ・勤務形態一覧表 ・資格証の写し		○	—	—
運営規程 【変更事項が上記の①・②以外の場合】	・変更後の運営規程 ・変更前の運営規程（新旧対照表により明確に変更点が記載されていれば省略可） ・勤務形態一覧表 ・資格証の写し		○	○	○
協力医療機関・協力歯科医療機関 （併設する施設がある場合）併設施設の状況等	・協力医療機関等との協定書等の写し ・併設する施設の概要の分かるパンフレット等	・協力病院の契約内容が変更になる場合のみ。	○	○	○
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・資格者証（顔写真入り）の写し ・介護支援専門員一覧 ・勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。	○	○	○

このほか、必要と判断した書類があれば別途提出を求める可能性がある。